富（河長・大狭・太・河南）広福第３１３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成３０年５月１４日

各社会福祉法人　代表者　様

　　　　　　　　　　　　　（富田林市　河内長野市　河南町　太子町）広域福祉課長

大阪狭山市　広域福祉グループ課長

監事の監査報告書の様式例について

日頃より、福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課より、大阪府福祉部地域福祉推進室

福祉人材・法人指導課を通じて情報提供がありましたので、下記によりお知らせします。

　南河内広域事務室管内各市町村のすべての所管法人は、その規模から社会福祉法第３７条に定める会計監査人の設置義務法人（特定社会福祉法人）には該当しませんので、任意で会計監査人を設置されている場合を除き、【別紙１】の文例となります。

　なお、この【別紙１】の様式例については、平成２９年１０月１９日付けの事務連絡でお示しした監査報告書（例）と内容は同じですので、申し添えます。

　注意すべき点は、任意で会計監査人を設置されている場合は【別紙３】の文例となる点です。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

１．（厚生労働省事務連絡）監事監査報告書の様式例について

別添ファイルのとおり

２．【別紙１】監事監査報告書の文例（会計監査人非設置法人）

別添ファイルのとおり

３．【別紙２】監事監査報告書の文例（特定社会福祉法人）

　　　　別添ファイルのとおり

４．【別紙３】監事監査報告書の文例（特定社会福祉法人以外の会計監査人設置法人）

別添ファイルのとおり

５．（参考資料）監事監査報告書の様式例の解説

別添ファイルのとおり

|  |
| --- |
| 〒５８４－００３１  　住 所：富田林市寿町２丁目６番１号  南河内府民センタービル２階  南河内広域事務室　広域福祉課  　　　　　　　（社会福祉法人指導担当）  ＴＥＬ：０７２１－２０－１１９９  ＦＡＸ：０７２１－２０－１２０２ |